(ｲ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表6－3（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額（P）に「表6－3工種区分別共通仮設費率~~標準値表~~」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）

対象額（P） ＝ 直接工事費 ＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋ 事業損失防止施設費
＋準備費に含まれる処分費

ｉ 下記に掲げる費用は、対象額に含めない。

（ｉ）簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費

（ⅱ）上記（ｉ）を支給する場合の支給品費

（ⅲ）鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。）

（ⅳ）大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

ⅱ 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

ⅲ 無償貸付機械等評価額の算定は次式により算定する。

無償貸付機械等評価額	＝	無償貸付機械と同機種、同型式の建設機械等損料額	－	当該建設機械等の設計書に計上された経費
（貸付にかかる損料額）		（業者持込の損料）		（無償貸付機械等損料額）

(b) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費の積算は、次表のとおりとする。

(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む。）

（例：取り壊し作業に伴うコンクリート塊の再資源化施設又は最終処分場での受入費）

(2) 上下水道料金

(3) 有料道路利用料

（例：(1)の処分（運搬作業）に伴う有料道路使用料（運搬費は含まない））

表6－2　処分費の取扱い

区　　分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下で、かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合、又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

（注）1　本表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

2　本表によりがたい場合は、別途考慮するものとする。

(c)　共通仮設費率

共通仮設費率は、表6－3によるものとする。

表6－3　工種区分別共通仮設費率~~標準値表~~

第1表

対象額 / 適用区分 / 工種区分		600 万 円 以　下	600万円を超え10億円以下		10 億 円 を 超えるもの
		下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする(%)
			A	b	
河　川　工　事		12.53	238.6	−0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1228.3	−0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	−0.2381	4.49
海　岸　工　事		13.08	407.9	−0.2204	4.24
森　林　整　備	A	10.80	48.0	−0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	−0.0956	−
道　路　工　事		12.78	57.0	−0.0958	7.83
鋼　橋　架　設　工　事		38.36	10668.4	−0.3606	6.06
P　C　橋　工　事		27.04	1636.8	−0.2629	7.05
舗　装　工　事		17.09	435.1	−0.2074	5.92
公園用地造成工事		10.80	48.0	−0.0956	6.62

第2表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	600 万 円 以 下	600万円を超え3億円以下		3 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	b	
橋 梁 保 全 工 事	27.32	7050.2	−0.3558	6.79

第3表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200 万円 以 下	200万円を超え1億円以下		1 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	b	
道 路 維 持 工 事	23.94	4118.1	−0.3548	5.97
河 川 維 持 工 事	9.05	26.8	−0.0748	6.76

第4表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	1000 万 円 以 下	1000万円を超え20億円以下		20 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	b	
ト ン ネ ル 工 事	28.71	4164.9	−0.3088	5.59

第5表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	600 万円 以下	600万円を超え5,600万円以下	
	下記の率を第1表の率に加算する	(注)2の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
	(%)	A’	b’
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	−0.0191
道 路 工 事	2.96	75.5	−0.0407

(注)1 共通仮設費率(kr)の算定式

$kr = A \cdot P^b$

ただし、kr ： 共通仮設費率(%)

P ： 対象額(円)

A・b： 変数値

kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び第

14間接工事費等の取扱い表14-1を参照のこと。

2　治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が 5,600 万円以下の場合は、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が 600 万円以下の場合は、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$kr=(A+A')\cdot P^{(b+b')}$

ただし、A'，b'：変数（第5表）

3　治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率（kr）は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。

工事区分	対象額（円）の範囲	共通仮設費率（%）の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超え60,205,000円以下	5,280,000/対象額（円）×100
道　　路　　工　　事	56,000,000円超え63,748,000円以下	6,496,000/対象額（円）×100

4~~2~~　森林整備のAB区分は次のとおりとする。

(1)　森林整備Aの区分

ア　土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

イ　樹高1．5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

ウ　航空実播工

エ　種子吹付工

ii　バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用

積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領により積算するものとする。

iii　高圧作業の予防に要する費用

iv　河川および海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用

v　ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用

vi　トンネル建設工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用。

トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事あたり次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

呼吸用保護具等費用　＝　1,660,000円　＋　総労務費　×　0.5%　（円）

なお、この計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。

このほかの規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1工事あたりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。

（注）B級とは、濡れ率の性能等級を示す。

vii　鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

viii　「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用は除く）

ix　その他、現場条件等により積上げを要する費用

(ｺ)　現場環境改善費

i　現場環境改善費として積算する内容は、次のとおりとする。

ｱ）現場環境改善費率によって計上される費用

ｲ）費用が高額となる積上げ計上される費用

積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領による。

イ　現場管理費

(ｱ)　工種区分

現場管理費は、表6－1~~次表~~に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(ｲ)　算定方法

現場管理費は、表6－8（第1表から第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

現場管理費 ＝ 純工事費 × 現場管理費率（Jo）

なお、純工事費については、「第14－1間接工事費等の項目別対照表（表14－1）」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6－8　　工種区分別現場管理費率

第1表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万 円 以 下	700万円を超え10億円以下		10 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	B	
河 川 工 事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海 岸 工 事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
森 林 整 備	43.09	347.3	-0.1324	22.34
道 路 工 事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼 橋 架 設 工 事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋 工 事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗 装 工 事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
公 園 用 地 造 成 工 事	43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万 円 以 下	700万円を超え3億円以下		3 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	B	
橋 梁 保 全 工 事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	200 万 円 以 下	200万円を超え1億円以下		1 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	B	
道 路 維 持 工 事	60.33	613.0	-0.1598	32.29
河 川 維 持 工 事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	1000 万 円 以　　下	1000万円を超え20億円以下		20 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	B	
トンネル工事	45.56	189.4	-0.0884	28.52

(注)1　現場管理費率(Jo)の算定式

$Jo = A \times Np^{b}$　(小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。)

ただし、Jo　:　現場管理費率(%)

Np:　純工事費(円)

A・b:　変数値

2　基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり工事に2%加算するものとする。

3　保安林管理道路等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

(ウ)　現場管理費率の補正

a　施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表6－8工種区分別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

(a) 施工時期が冬期となる場合

i　冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、iiiにより補正する。

ii　工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

iii　現場管理費の補正率は、次によるものとする。

補正率(%)＝冬期率×補正係数(積雪寒冷地域)

$$冬期率 = \frac{(11月1日～3月31日)までの工事期間}{通\ 常\ 工\ 期}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する通常工期(準備期間と後片付け期間を含む。)とする。

(注)1　冬期率は小数以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2　補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3　補正係数(積雪寒冷地域)は別表－1による。

4　施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

5　通常工期とは端数を切上げた10日刻み等、調整後の工期とする。

第14　間接工事費等の取扱い

1　間接工事費等項目別対照表

表14－1

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目＼対象額		対 象 額(P)	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純 工 事 費 ＋ 現 場 管理費＝工事原価
購入品費	一 般 材 料 費	○	○	○
	桁 等 購 入 費	×	○	○
支給品費等	一 般 材 料 費	○	○	×
	桁 等 購 入 費	×	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電　　力	○	○	×
現 場 発 生 品		×	×	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
無償貸付機械評価額		○	○	×
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金		×	×	×
処　分　費　等		処分費等の取扱いは、第6-1-(2)ア(イ)a(b)による		

（○:対象とする ×:対象としない）

(注)1　桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床板製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。

2　無償貸付機械評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

3　無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

4　鋼橋・門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価(工場製作品を含む。)。

5　別途特別に注文し製作する標識柱[オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式]しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット式治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当たり製作単価として取扱う場合)

6　現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

7　別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費を含む。)と同じ扱いとする。

8　ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積することが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。

第16　山間奥地での通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする。

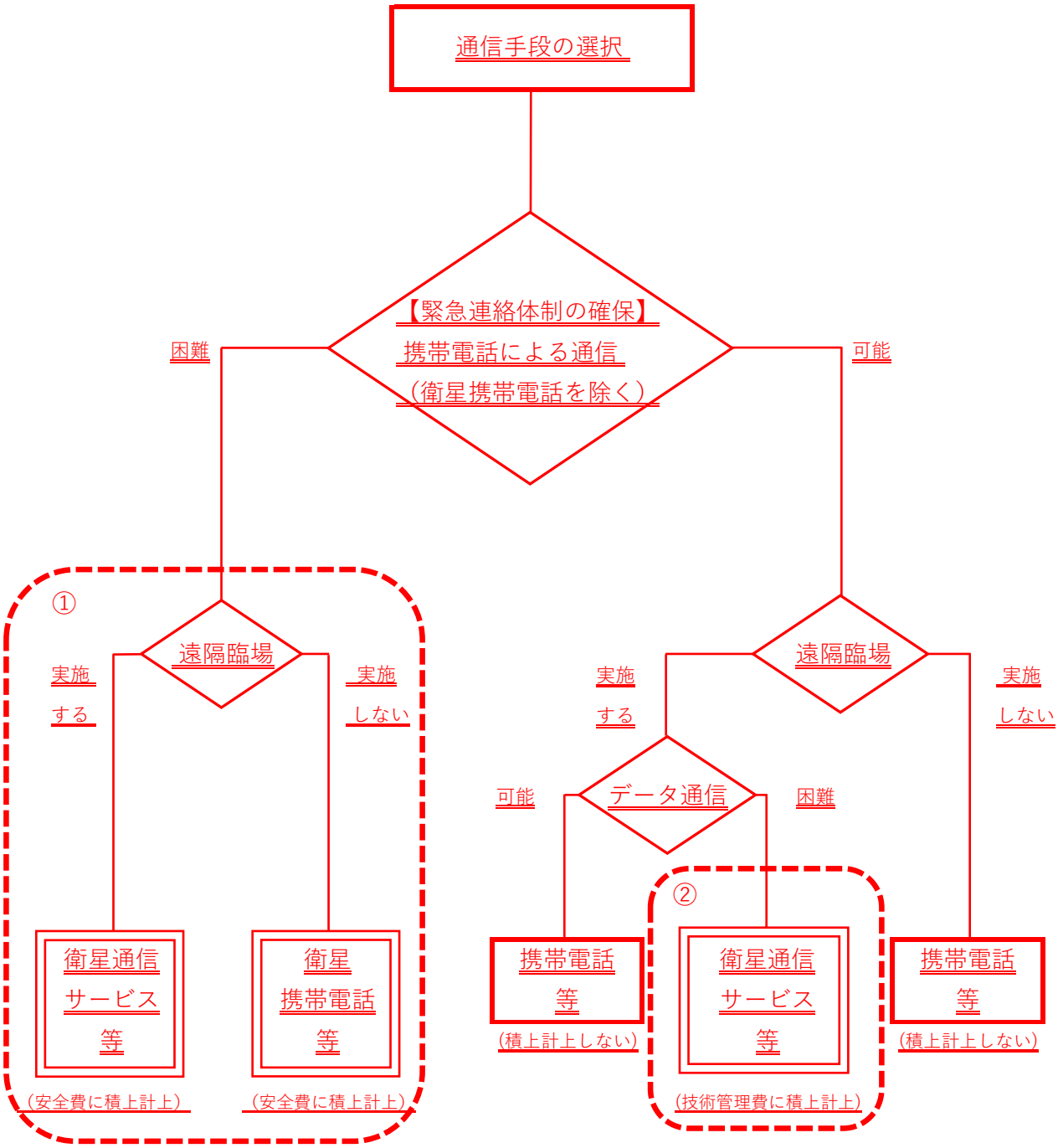

1　適用範囲

（1）①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、2 積算方法(積算例)を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

(2)②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、2 積算方法(積算例)を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

2 積算方法(積算例)

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格	標準使用年数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	換算供用1日当たり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円

※ 建設機械損料算定表:分類コード 1799:017〔携帯用〕を適用

基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上

(14)換算供用1日当たり損料率×基礎価格で算出可能

134 円×現場供用日数＝通信機器等の費用として積み上げ計上

3 その他

工事現場等における遠隔臨場の試行について(令和3年3月18日付け水林総第1404号)の「5 機器等に係る費用の積算(2)表－3」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。